

助成金

## 低圧電気取扱い業務特別教育

### 1 教育の目的

「低圧（交流600V以下、直流750V以下）の充電電路の敷設や修理の業務又は配電盤室、変電室等の区画された場所に設置する低圧の電路のうち充電部分が露出している開閉器の操作の業務」を行う場合には、労働安全衛生法第59条、労働安全衛生規則第36条第4号に基づき、低圧電気の取扱い業務に係る特別教育の修了が事業者には義務付けられており、建設業においては、建設現場でコンセントへのプラグの接続等の低圧電気に関する業務を行うことから、本教育を実施するものです。

留意事項：低圧電気取扱い業務を行う場合には、「電気工事士」の資格の有無とは関係なく、本教育を受講する必要があります。

### 2 受講対象者

低圧電気の取り扱い業務に従事する者。

### 3 科目及び時間（休憩時間は1時間毎に5分間）

講習日	科 目	時 間	時 間 割 (昼休み時間)
1日目 (学科)	低圧の電気に関する基礎知識	1	8:50~9:50
	低圧の電気設備に関する基礎知識	2	9:55~12:00 (12:00~12:45)
	低圧用の安全作業用具に関する基礎知識	1	12:45~13:45
	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	2	13:50~15:55
	関係法令	1	16:00~17:00
2日目 (実技)	低圧の活線作業及び活線近接作業の方法	7	9:00~17:00 (12:00~13:00)

### 4 受講料（テキスト代1,030円（消費税込み）を含む。）

会 員	非 会 員
15,500円	15,500円

注① 会員で助成金を申請しない方は、テキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた14,500円の受講料となります。

注② 非会員のテキスト代補助はありません。

### 5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

### 6 助成金に関しては、建災防佐賀県支部ホームページ>助成金案内>助成金のご案内) > ■講習受講後に必要な助成金申請様式ダウンロードを参照して下さい。

7 受講当日の携行品等  
受講票・筆記用具

8 実施日・会場

実施日 2019年6月13日(学科) 2019年6月14日(実技)

会 場 学科 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563

実技 (一社)建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 TEL 0952-26-1563